

令和2年5月14日

町民の皆様へ

幌加内町新型インフルエンザ等対策本部

本部長 幌加内町長 細川 雅弘

「北海道休業要請緩和」に伴う「公共施設の休館、利用制限の一部解除」について

令和2年5月13日、北海道知事から道内の休業要請地域について、一部緩和をする方針が発表されました。

政府発表の緊急事態宣言地域解除におきましては、北海道は、引続き特定警戒都道府県として指定されているところではありますが、道内における新型コロナウイルス感染状況等を勘案し、法律に基づく外出自粛協力要請や休業協力要請のうち、休業協力要請について、札幌市を含む石狩地方圏域以外の地域については、一部緩和し休業協力要請を解除する方針を発表したところです。

本町の対応としては、本日、対策本部会議を開催し、町民の安全で安心な生活を維持し、感染予防対策を充分満たしたうえで、これまで休館、利用制限しておりました公共施設についての一部利用再開をする方針といたしました。

現在、本町においては、新型コロナウイルス感染者が確認されていない状況がありますが、全国的な新型コロナウイルスの感染拡大については、依然として流行が終息に向かっておらず、本町もいつ感染者が出てもおかしくない状況にあります。

町民の皆様には、感染予防対策等を充分にご対応頂き、公共施設のご利用等をお願い致します。

引続き町民一丸となって感染予防対策の取組を推進してまいりますようお願い致します。

新しい生活様式の実践「感染防止の3つの基本」

